

条例公示第12号

宗務改革推進資金に関する特別措置条例の一部を改正する条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長 木 越 渉
参 務 古 賀 堅 志
参 務 長 峯 顕 教
参 務 佐々木 高
参 務 轡 田 普 善
参 務 山 田 孝 彦

宗務改革推進資金に関する特別措置条例の一部を改正する条例

宗務改革推進資金に関する特別措置条例（2012年条例公示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行財政改革」の次に「並びに別院の再編成」を加える。

附 則

この条例は、2025年7月1日から施行する。